

2019年6月1日から

「あはき療養費」は償還払いの取り扱いとなります (あん摩マッサージ、はり・きゅう)

当健康保険組合では、あん摩マッサージ、はり・きゅう療養費の支払方法を「償還払い」と「代理受領」の2通りで取り扱っておりましたが、**2019年6月1日施術分**より「代理受領」は廃止となり「償還払い」のみでの取り扱いとなります。

支払方法	概要	支払の流れ
○ 償還払い	<ul style="list-style-type: none"> ○利用者は、施術所の窓口でいったん施術料の全額を支払った後、健保組合に療養費の申請を行う ○健保組合は、利用者に療養費を支払う 	<pre> graph TD User["利用者 被保険者 被扶養者"] Clinic["団体 施術所"] Insurance["当健保組合"] User -- ①施術 --> Clinic User -- ②全額支払 --> Clinic User -- ③請求 --> Insurance Insurance -- ④療養費の支払 --> User </pre>
× 代理受領 ※2019年6月1日 より廃止。	<ul style="list-style-type: none"> ○利用者は、施術所の窓口で自己負担分を支払う ○健保組合は、施術所からの請求に基づき残りの施術料を支払う 	<pre> graph TD User["利用者 被保険者 被扶養者"] Clinic["団体 施術所"] Insurance["当健保組合"] User -- ①施術 --> Clinic User -- ②一部負担金の支払 --> Clinic Clinic -- ③請求 --> Insurance Insurance -- ④療養費の支払 --> Clinic Insurance -- 療養費請求の委任 --> User </pre>

【健康保険適用となる施術は、医師の同意・再同意が必要です】

- ①医療機関の保険医（主治の医師）の診察が必要です。
- ②同意書（文書）の交付が必要です。
- ③同意書に基づき施術を受けることが可能な期間は6ヶ月です。
(あん摩・マッサージ・指圧の変形徒手矯正術については、1か月です。)
- ④施術期間が6ヶ月を過ぎた場合は、再同意書（文書）の交付が必要です。

※保険医の再同意にあたり、施術者は「施術報告書」を作成し、保険医へ施術の内容や利用者の状態などを伝えることになっています。

保険医の同意期間に受けた施術であっても、健康保険組合が厚生労働省の通知に基づく審査により「保険適用と認められない」と判断した場合は、施術料の全額について自費となります。